平成２６年（フ）第２３１号
宮崎市田代町132番地　グラン宮崎307号、前住所宮崎市吾妻町164番地　グランビューあづま805号
債務者　小堀　博子（旧姓堀ノ内）
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２４７号
鹿児島県鹿児島市唐湊３丁目15番15―315号
債務者　丸山富士子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７２号
石川県能美市東任田町イ47番地　市営緑町住宅５－８号、従前の住所石川県小松市福乃宮町１丁目41番地６
債務者　神田　光栄
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１６６号
長野県松本市清水２丁目11―25　こもれびはうす寿峰、住民票上の住所長野県松本市浅間温泉３丁目23番９号
債務者　須甲　保子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１７２号
長野県松本市大字大村546番地２
債務者　米倉　初美
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１２７５号
愛知県津島市寺野町字好土47番地　カルテット101号
債務者　上田　真美（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２８７号
名古屋市港区土古町１丁目34番地　新土古荘Ｔ－２棟407号
債務者　杉下小百合
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３２１号
名古屋市南区粕畠町２丁目32番地
債務者　石川　裕一
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９７号
佐賀市新栄東３丁目４番20―302号、住民票上の住所佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙759番地イ
債務者　川内美代子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
佐賀県鳥栖市弥生が丘４丁目293番地　アヴニール弥生が丘Ｂ棟103
債務者　坂元　　渉
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
大分市大字木田663番地
債務者　大塚美恵子
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２３７号
大分市大字関園842番地の５
債務者　新家　有貴
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２５３号
大分市中津留１丁目５番23号　セジュール中津留101
債務者　村上　敬介
1　決定年月日時　平成26年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９９号
富山市浜黒崎3349番地
債務者　秋葉　昌裕
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１７号
富山市五艘1428番地１
債務者　岡本　美樹
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４３号
富山市桑原145番地46
債務者　金山　一代
1　決定年月日時　平成26年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２４４号
愛知県半田市青山７丁目10番地の17　メゾンいなり401号、従前の住所愛知県半田市前崎西町10番地　サニーウェルＮＣ105号
債務者　山本　香代
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部